

起債について

左記のとおり起債するものとする。

記

一 起債金額 金、七百四十八拾万円也

一 起債目的 公有杯整備事業費に充当するため

一 借入先 農林漁業金融公庫

一 借入利率 年六分五厘以内

一 借入時期 昭和参拾八年度

但し、財政又は工事施行の都合により起債の全部又は一部を翌年度に繰越して借入れることができる。

昭和参拾八年度より貳拾年以内据置き、爾後拾年以内に毎

年、元利均等償還により償還するものとする。

一 償還方法

一 償還財源

(公庫において別に定められたときはこれに従う)
但し、財政の都合により繰上償還をし、又は償還年限を短縮し、
若しくは、低利債に借換えることができる。
税収その他一般大入

昭和三十一年十一月三十日提出

三朝町長

坂出雅己

昭和三十一年拾月卅日

原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

